

第4回生活保護システム等標準化検討会 (2025年3月7日) 事務局資料

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準
仕様書改定に向けた調査研究等一式



Build Beyond As One.

第4回生活保護システム等標準化検討会 次第

説明資料

<日時・場所>

令和7年3月7日（金） 16:30～18:30 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 第4回有識者検討会の目的
2. 未来の業務のあり方WTの検討結果
3. 次年度の検討事項（事務局案）

III. 閉会

<配布資料>

資料1 事務局資料（本紙）

1. 第4回有識者検討会の目的

1.1. 第4回有識者検討会の目的・ゴール

- 本日は、未来の業務のあり方WTの検討結果について、検討会委員の皆様にご説明します。
- また、次年度の検討事項（事務局案）について、ご説明します。

第4回有識者検討会の目的・ゴール

- ① 未来の業務のあり方WTにおける検討結果について、WT参加者以外の検討会委員も同じ認識を持つこと
- ② 次年度の検討事項について、検討会委員が同じ認識を持つこと

2.1. 現行の生活保護業務における問題

- 生活保護業務における問題は、連携方法・内容の問題、事務処理・業務の方法、CWの役割・経験に分類できることがWTの議論によって分かりました。

連携方法・内容の問題

1 医療機関等

- 医療機関等の関係機関から必要な情報を得ることが出来ていない
- 支払基金や介護事業所等の庁外との情報共有を行うことがケースワーカーの時間的負担になっている
- 医療要否以外にも主治医へ意見を求める機会があるが、様式が存在しない

2 国・都道府県・他自治体

- 電話等で情報を確認することが多く、ケースワーカーの時間的負担になっている
- 庁内および庁外他機関に対して頻繁に調査を行っており、時間的負担になっている
- 都道府県等への確認手段が書類、もしくは電話のため、時間的負担となっている

3 金融機関・生命保険会社

- 預貯金や加入生命保険等の照会に関して、保護開始決定の必要なタイミングに照会結果が分からないことが多い

4 庁内他部署

- 庁内他部署および庁外他機関に対して頻繁に調査を行っており、時間的負担になっている

5 事務処理・業務の方法の問題

- 生活保護システムの情報を持ち出すことができない
- 定型的なシステム操作に多くの時間を要している
- 債権決定処理そのものに時間を要している
- 他の地域の地方銀行などでは市独自の納付書の様式の取り扱いが出来ないことがある

6 CWの役割・経験の問題

- 自立の助長支援と債権回収をケースワーカーが両方担うと、被保護者との関係性に影響が生じる可能性がある
- 能力や経験に差があり、業務処理時間にムラが生じている
- 第63条返還金と第78条徴収金のいずれを適用するか判断が難しい
- 自立更生費に該当するかの判断が難しい

2.2. 生活保護業務の効率化・改善の方向性

- 前項の問題に対する業務効率化・改善の方向性を、「**照会業務や定型業務の時間を減少し、CWの育成や被保護者への対人援助（ケースワーク）という役割に注力していくこと**」とWTにおいて設定しました。

効率化・改善のコンセプト

CWの育成・被保護者に対する対人援助へのシフト

時間の減少

他機関や庁内他部署に対する照会・情報収集

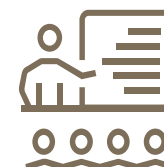


訪問準備・定型的事務処理



時間の増加

CWの育成

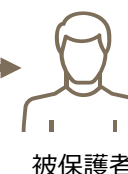


- CWの能力向上
- ・ 生活保護法制度の理解
 - ・ 他法他施策の理解
 - ・ 相談援助技術

被保護者に対する対人援助



対人援助
(訪問、家計改善支援、
通院付き添い 等)



2.3. 次年度以降のWTの進め方

- 前項で示した業務効率化・改善の方向性をどのような手段を用いて実現するか、実現に向けての課題や制約事項にどのように対応するかは、次年度以降に検討します。

今年度のWT

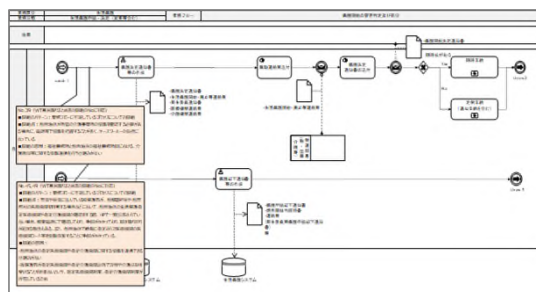
ステップ①（業務効率化・改善の余地の意見収集）

- ✓ 現行業務において、効率化や改善の余地がある部分はどこか

ステップ②（業務効率化や改善に向けた課題・課題への対応方法・効率化された生活保護業務像の整理）

- ✓ 効率化・改善された生活保護業務を実現するための課題（現状と理想とのギャップ）は何か

- ✓ 収集した意見・議論の結果を踏まえて、問題点を可視化した業務フロー



- ✓ 生活保護業務の問題点、解決方法（アビーム案）を整理した資料
✓ 効率化・改善の観点を踏まえて効率化された生活保護業務像

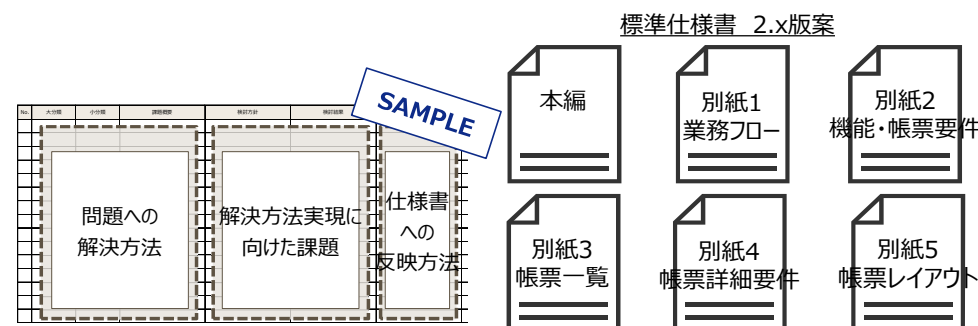
課題	解決方法	課題	解決方法	課題	解決方法
課題1	解決方法1	課題2	解決方法2	課題3	解決方法3
課題4	解決方法4	課題5	解決方法5	課題6	解決方法6
課題7	解決方法7	課題8	解決方法8	課題9	解決方法9
課題10	解決方法10	課題11	解決方法11	課題12	解決方法12
課題13	解決方法13	課題14	解決方法14	課題15	解決方法15
課題16	解決方法16	課題17	解決方法17	課題18	解決方法18
課題19	解決方法19	課題20	解決方法20	課題21	解決方法21
課題22	解決方法22	課題23	解決方法23	課題24	解決方法24
課題25	解決方法25	課題26	解決方法26	課題27	解決方法27
課題28	解決方法28	課題29	解決方法29	課題30	解決方法30
課題31	解決方法31	課題32	解決方法32	課題33	解決方法33
課題34	解決方法34	課題35	解決方法35	課題36	解決方法36
課題37	解決方法37	課題38	解決方法38	課題39	解決方法39
課題40	解決方法40	課題41	解決方法41	課題42	解決方法42
課題43	解決方法43	課題44	解決方法44	課題45	解決方法45
課題46	解決方法46	課題47	解決方法47	課題48	解決方法48
課題49	解決方法49	課題50	解決方法50	課題51	解決方法51
課題52	解決方法52	課題53	解決方法53	課題54	解決方法54
課題55	解決方法55	課題56	解決方法56	課題57	解決方法57
課題58	解決方法58	課題59	解決方法59	課題60	解決方法60
課題61	解決方法61	課題62	解決方法62	課題63	解決方法63
課題64	解決方法64	課題65	解決方法65	課題66	解決方法66
課題67	解決方法67	課題68	解決方法68	課題69	解決方法69
課題70	解決方法70	課題71	解決方法71	課題72	解決方法72
課題73	解決方法73	課題74	解決方法74	課題75	解決方法75
課題76	解決方法76	課題77	解決方法77	課題78	解決方法78
課題79	解決方法79	課題80	解決方法80	課題81	解決方法81
課題82	解決方法82	課題83	解決方法83	課題84	解決方法84
課題85	解決方法85	課題86	解決方法86	課題87	解決方法87
課題88	解決方法88	課題89	解決方法89	課題90	解決方法90
課題91	解決方法91	課題92	解決方法92	課題93	解決方法93
課題94	解決方法94	課題95	解決方法95	課題96	解決方法96
課題97	解決方法97	課題98	解決方法98	課題99	解決方法99
課題100	解決方法100	課題101	解決方法101	課題102	解決方法102

次年度以降のWT

ステップ③（効率化・改善された生活保護業務の実現に向けた方法の議論・実現のための課題の議論・標準仕様書の改版）

- ✓ 効率化された生活保護業務像の実現に向けた解決方法は何か
✓ 解決方法の実現に向けた課題・制約事項にどのように対応するか
✓ 標準仕様書を、いつ、どのように改定するか
（※検討会における他の検討事項の状況も考慮しつつ、検討を進める予定）

- ✓ 解決方法・解決方法実現のための課題を整理した資料
✓ 効率化・改善された生活保護業務の標準仕様書



3.次年度の検討事項

3.1. 次年度の検討事項（事務局案）

議論資料

- 今年度の検討会の議論や標準化移行期限が間近となっていることを踏まえて、次年度の検討事項（事務局案）を整理しましたので、ご意見があればお聞かせください。

No	要対応事項	対応事項の詳細	検討の進め方	改版時期（想定）
1	未来の業務のあり方 WT	令和6年度のWTで議論を踏まえて、効率化・改善された生活保護業務を実現するための対応方法について、どの様に標準仕様書に反映するか、いつ標準仕様書を改定するかについて議論を行います。	- 効率化・改善された生活保護業務実現のための解決策、解決策実現に向けた課題・制約事項への対応について議論します。 - 複数の福祉事務所に現地調査等を行い、業務実態の把握、効率化・改善された生活保護業務を実現するためのデジタル技術（機能要件）の効果検証を行う想定です。	改版時期未定
2	eLTAXを活用した 公金収納への対応	- オブザーバーベンダから、生活保護独自の納付書のレイアウト定義について要望があったため、レイアウトの検討を行います。 - 総務省から、eLTAXを活用した公金収納について機能実装の要望があったため、機能要件の追加を検討します。（コンビニ収納に関する機能要件も検討する想定）	- 令和7年1月上旬に検討会オブザーバーベンダを中心にして、納付書のレイアウトについて協議を行います。協議結果を踏まえて、令和7年5月上旬頃に全国意見照会を実施し、標準仕様書の改定を行います。 - eLTAXを活用した公金収納の機能要件について、総務省からの提供資料を用いて検討します。	令和7年8月末
3	法制度改正に基づく 改版対応	- 法制度改正内容に応じて標準仕様書を改定します。 - 現時点想定の法制度改正は、みなし介護機関の連携範囲の拡大（R8.4施行予定）、支払基金の名称変更（施行日未定）です。	法制度改正について、改正内容と標準仕様書への反映要否を確認した上で、令和6年度と同様に検討会のオブザーバーベンダを中心に事前の意見収集を行います。その後、全国意見照会と検討会での承認を経て標準仕様書を改定します。	令和8年1月末

3.次年度の検討事項

3.2. 次年度の検討事項（事務局案）

議論資料

■（前項の続き）

No	要対応事項	対応事項の詳細	検討の進め方	改版時期（想定）
4	医療扶助 オンライン資格確認	次年度において、保護課医療係がオンライン資格確認に係る調査・研究を実施する予定のため、医療係における検討結果を踏まえて標準仕様書の改定を行います。	- オンライン資格確認の受託事業者と事務局にて、追加する機能要件等の調整を行います。 - 調整結果について、全国意見照会を行ったうえで標準仕様書の改定を行います。	令和8年1月末
5	地方分権提案に 基づく仕様書の改版	被保護者の受給している年金情報の連携に関する機能を検討し、標準仕様書を改定します。	連携先システムと機能要件、連携手法、インターフェース等を調整し、標準仕様書を改定します。 （※閣議決定上はR7年中に結論が出る想定です。その結果に基づいて改定要否、改定内容を検討する想定となります。）	令和8年1月末
6	標準化PMOツール への問い合わせ内 容を踏まえた仕様書 改定	標準化PMOツールへ問い合わせがあった内容について、標準仕様書の改定要否を検討します。	標準化PMOツールを通じて寄せられた意見等について、標準仕様書の改定要否を検討し、必要に応じて標準仕様書の改定を行います。	令和8年1月末

3.次年度の検討事項

3.3. 次年度の検討事項（事務局案）

議論資料

■（前項の続き）

No	要対応事項	対応事項の詳細	検討の進め方	改版時期（想定）
7	特定移行支援システムに該当する自治体の支援	令和7年度末の標準準拠システムへの移行に向けて、現行事業者がシステム開発から撤退してしまう、事業者の体制確保が困難である等が理由で、標準準拠システムへの移行が出来ない自治体への支援を検討します。	- 標準化PMOツールの意見、デジタル庁による特定移行支援システムの調査状況、検討会自治体委員のヒアリング等を通じて特定移行支援システムの状況、課題を把握します。 - 障害者福祉や介護保険等の他の標準対象業務の状況を踏まえて、生活保護システム標準仕様書の有識者検討会としての支援策を検討します。	改版要否未定
8	中国残留邦人支援給付事務における生活保護版レセプト管理システムの使用可否の検討	- 従来は、中国残留邦人支援給付と生活保護において同じレセプト管理システムを用いておりましたが、標準化移行後は、生活保護レセプト管理システムを中国残留邦人支援給付事務に用いることは想定されておりませんでした。 - 一方で、従来通り生活保護レセプト管理システムを用いて中国残留邦人支援給付の事務を行うことを希望している自治体もあり、生活保護版レセプト管理システムを中国残留邦人支援給付に使用することの可否について検討が必要となりました。	- 富士通Japan社、法研社に対して確認をした結果、生活保護レセプト管理システムを中国残留邦人支援給付のレセプト事務に用いることが可能であることが分かっています。 - デジタル庁に対しても標準準拠システムを標準対象外の事務にそのまま用いることが可能か確認を行う必要があります。	改版不要
9	データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修検討	- 番号法改正に基づいて、データ標準レイアウトが改版されることになりましたが、標準準拠システムに移行した自治体はデータ標準レイアウト改版に伴うシステム改修にどのように対応するのか、確認する必要があります。 - 確認結果を踏まえて、厚生労働省としてどのように周知・支援を行うのかを検討する必要があります。	検討会オブザーバーベンダーに対して、システム改修の内容を確認し、運用保守の範囲で対応する想定か、システム改修として自治体に費用請求する想定かを確認し、確認結果を踏まえて、自治体への周知や支援を検討する想定です。	改版不要



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。©2024 ABeam Consulting Ltd.



Build Beyond As One.